

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について 一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 一般社団法人特殊鋼倶楽部 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00078 沿革 <u>令和 4 年 12 月 20 日</u> 一部改正	貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について 一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 一般社団法人特殊鋼倶楽部 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00078 沿革 <u>令和 4 年 10 月 11 日</u> 一部改正	
1 基本的引受基準 (1)～(12) (略) <u>(13) G 7 エルマウ首脳声明における国際合意（2022 年 6 月 G 7 エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがある対象契約については、特約書第 1 条第 1 項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u>	1 基本的引受基準 (1)～(12) (略)	
附 則 [抄] 附 則 [<u>令和 4 年 12 月 20 日</u>] この改正は、<u>令和 5 年 1 月 1 日</u>から実施する。	附 則 [抄] 附 則 [<u>令和 4 年 10 月 11 日</u>] この改正は、<u>令和 4 年 10 月 18 日</u>から実施する。	